

広島県告示第三百一十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十年三月十七日

庄島縣知事 藤田雄山

土砂災害警戒区域													区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		
大畑二六三四(○二〇九)地区																
綾ヶ谷(○一〇一)地区	綾ヶ谷(一六七三(五七八八六)地区	綾ヶ谷(一七二一(五七八八五)地区	綾ヶ谷(一六四四(五七八八四)地区	綾ヶ谷(一四〇六(五七八八三)地区	綾ヶ谷(一四二七(五七八八二)地区	綾ヶ谷(一四五七(○六〇〇)地区	綾ヶ谷(一四五七(○五九九)地区	綾ヶ谷(一七七一(一五七八一)地区	綾ヶ谷(一七七一(一五七八二)地区	綾ヶ谷(一七七一(一五七八三)地区	綾ヶ谷(一七七一(一五七八四)地区	綾ヶ谷(一七七一(一五七八五)地区	綾ヶ谷(一七七一(一五七八六)地区			
崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊			
とおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	表区域示	区域の名称	
綾ヶ谷(○一〇一)地区	綾ヶ谷(一六七三(五七八八六)地区	綾ヶ谷(一七二一(五七八八五)地区	綾ヶ谷(一六四四(五七八八四)地区	綾ヶ谷(一四〇六(五七八八三)地区	綾ヶ谷(一四二七(五七八八二)地区	綾ヶ谷(一四五七(○六〇〇)地区	綾ヶ谷(一四五七(○五九九)地区	綾ヶ谷(一七七一(一五七八一)地区	綾ヶ谷(一七七一(一五七八二)地区	綾ヶ谷(一七七一(一五七八三)地区	綾ヶ谷(一七七一(一五七八四)地区	綾ヶ谷(一七七一(一五七八五)地区	綾ヶ谷(一七七一(一五七八六)地区	区域の名称		
崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	区域の名称		
とおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の施行年で定める事項第十八条の表示区域に於ける土砂災害等における防止対策を規定する法律(平成四十一年政令第八号)による区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	





































地区	城六川(七二一隣c)	地区	城六川(七二一隣b)	地区	城六川(七二一隣a)	区	城六川(七二一b)地	区	城六川(七二一a)地	隣)地区	八幡川支川(七一)	地区	八幡川支川(七二)	地区	八幡川支川(七〇)	九)地区	八幡川支川(六	保井田川(二)地区	八幡五丁目八一	(○四八六)地区	八幡五丁目三一二	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	崩壊	急傾斜地の	崩壊								
とおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	とおり	次の図のとおり	とおり								
地区	城六川(七二一隣c)	地区	城六川(七二一隣b)	地区	城六川(七二一隣a)	区	城六川(七二一b)地	区	城六川(七二一a)地	隣)地区	八幡川支川(七一)	地区	八幡川支川(七二)	地区	八幡川支川(七〇)	九)地区	八幡川支川(六九)	保井田川(二)地区	八幡五丁目八一	(○四八六)地区	八幡五丁目三一二	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	崩壊	急傾斜地の	崩壊								
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	とおり	次の図のとおり	とおり								

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木部土木整備局砂防室及び  
広島県広島地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。